



赤平市【あんしん住宅助成事業】のご案内

◆ 令和3年4月1日にリニューアルしました！

！ 令和3年3月31日までに助成金限度額の交付を受けた方も新たに申請が可能です！

！ 助成率及び限度額を拡充しました！

◆ あんしん住宅助成事業とは

赤平市民が安心して長く暮らせるように、住宅のリフォーム工事、又は老朽住宅の解体工事の費用の一部を助成する事業です。

◆ 対象者

市内に住所を有する住宅の所有者で、市税等の滞納が無い方が対象です。
ただし、解体工事の場合は相続人や市外に住所を有する方も対象となります。

◆ 対象住宅



リフォーム工事の場合

市内にある住宅で新築後5年が経過し、申請者が居住している、又はリフォーム後に居住する住宅が対象です。



解体工事の場合

市内に住宅（併用住宅を含む）を所有している方。
昭和56年5月31日以前に着手した住宅が対象です。



耐震改修工事の場合

耐震診断の結果、耐震性能が不足していると判断された住宅で、建築基準法に適合するように改修する住宅が対象です。

◆ 対象にならない工事

増築工事、車庫又はカーポート工事、ロードヒーティング、融雪槽、外構工事(門・塀・植栽等)、トイレの水洗化工事他

◆ 助成率・助成金限度額

(千円未満は切り捨て)

対象工事	対象工事費(税抜)	助成率	助成金限度額
リフォーム工事	50万円以上	工事費の15%	50万円
リフォーム工事 ※18歳未満の子育て世帯	50万円以上	工事費の20%	75万円
解体工事	50万円以上	工事費の25%	30万円
耐震改修工事	100万円以上	工事費の20%	50万円

※18歳未満の子育て世帯とは：申請時に18歳未満の子供と同居する子育て世帯のこと。

計算例① リフォーム工事 対象工事費(税抜)400万円×15%=60万円 助成額50万円(限度額)

計算例② リフォーム工事(子育て世帯) 対象工事費(税抜)400万円×20%=80万円 助成額75万円(限度額)

計算例③ 解体工事 対象工事費(税抜)160万円×25%=40万円 助成額30万円(限度額)

◆ 施工業者

市内に事業所があり、原則建設業許可を有している業者、又は個人事業者です。
解体工事の場合は、解体工事登録をした業者も含まれます。
市外業者と工事請負契約を締結する場合は、対象外となります。


◆ 期間及び相談先

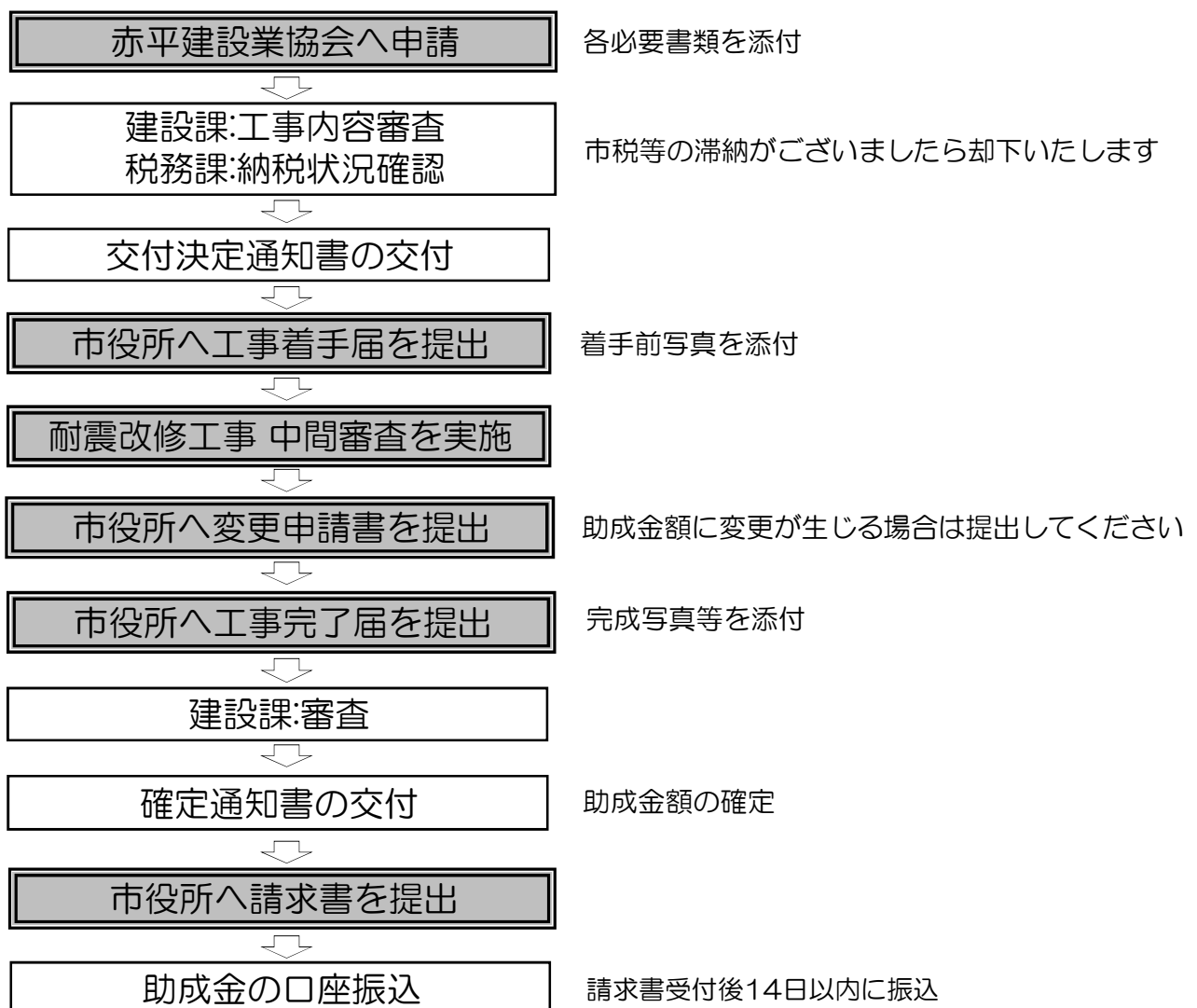
- ◇ 期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- ◇ 申請先 赤平建設業協会 (☎ 32-2549) 受付日 平日8時30分から17時
- ◇ 相談先 赤平市建設課建築係(☎ 32-1844) 受付日 平日8時30分から17時

◆ その他、注意事項

- ◇ 交付決定通知書が届いてから工事に着手してください。
- ◇ 申請年度内に工事完了届及び請求書を提出してください。
- ◇ 審査において、施工業者への質疑や現地調査等を行う場合があります。
- ◇ 必要書類が揃わない場合や申請内容によっては、審査後却下する場合があります。
- ◇ 国や道の交付金を含む場合があるため、必ず着手前写真及び完成写真を撮影してください。
- ◇ 写真は比較しやすいように撮影してください。
- ◇ 申請時に提出された書類は、原則返却いたしませんので、予め写しを取ってください。

◆ 申請手順について

 : 申請者が提出する書類



【あんしん住宅助成事業】Q&A

- Q 申請者とは世帯主のことですか？**
A 当該住宅の所有者です。ただし、解体工事は相続人も対象です。
- Q 市内業者とは？**
A 市内に事業所(本社、本店、支店、営業所等)があり、原則建設業の許可を有している業者又は個人事業を営んでいる方です。解体工事の場合は、解体工事登録をした業者も含まれます。登記簿や法人市民税に関する確定申告書の写し等を確認する場合があります。
ただし、各種技能資格を有しているが、業としていない施工業者は認めていません。
(対象外の例①：資格は有るが退職した。)
(対象外の例②：他の仕事をしているが、依頼があった時のみ仕事をしている。)
- Q 市内業者を紹介してくれますか？**
A 赤平建設業協会(☎0125-32-2549)までお問合せください。
(市では業者の指定や紹介は行っておりません。)
- Q 対象となるリフォーム工事は？**
A ○屋根や外壁の塗装 ○屋根や外壁の張替 ○窓や玄関ドアの取替
○壁紙や床の張替等の内装工事 ○襖や畳の張替や取替 ○室内の建具取替
○キッチン・風呂・洗面台・トイレなどの水廻りの取替他
- Q 対象とならないリフォーム工事は？**
A ○増築工事 ○物置や車庫設置 ○門、塀、植栽等 ○水洗化工事 ○ボイラー設置
○灯油タンク設置 ○ストーブ取替 ○カーテンやブラインド工事
○照明器具の取替(容易に移設できる製品)他
- Q 店舗併用住宅のリフォーム(解体)工事は対象となりますか？**
A 併用住宅のリフォームや解体は、住居部分の工事費のみ助成対象となります。
対象部分の工事費を積算してもらいましょう。
- Q 住宅の建設年を調べるには？**
A 住宅の登記書類や市税等の台帳で確認できる場合があります。
- Q 住宅を解体したいが、所有者が亡くなっている場合は？**
A 所有者が亡くなっている場合、相続人が申請できます。
(申請者が相続人であることを確認できる書類を提出していただきます。)
- Q 市外に住んでいても、赤平市内にある住宅の解体は助成対象となりますか？**
A 赤平市内に住所を有さない方でも、市内の住宅を解体する場合は対象となります。
- Q すでに工事に着手している工事は、助成対象となりますか？**
A 対象外となります。工事着手前に事前申請し、交付決定を受けた後に着工してください。
- Q 助成金の振込先をどこに指定したらよいですか？**
A 申請者名義の口座にお振込みします。

12. **Q 申請は複数回できますか？**

A 限度額まで複数回申請できます。また、令和3年3月31日までに限度額交付を受けた方でも令和3年4月1日以降に新たに申請が可能となりました。
複数回の申請について、下記の参考例をご覧ください。

リフォーム工事 参考例

参考例① 助成率15%、助成限度額50万円

申請年度	～令和2年度	令和3年度	令和4年度
申請回数	—————	1回目	2回目
助成金受領額	30万円(限度額)	20万円	30万円(限度額)
限度額残額	0円	30万円	0円

参考例② 助成率20%、助成限度額75万円(子育て世帯)

申請年度	～令和2年度	令和3年度	令和4年度
申請回数	—————	1回目	2回目
子育て世帯	該当	該当	該当
助成金受領額	45万円(限度額)	30万円	45万円(限度額)
限度額残額	0円	45万円	0円

参考例③ 助成率20%、助成限度額75万円(2回目以降子育て世帯)

申請年度	～令和2年度	令和3年度	令和4年度
申請回数	—————	1回目	2回目
子育て世帯	無し	無し	該当
助成金受領額	30万円(限度額)	50万円	25万円(限度額)
限度額残額	0円	0万円	0円